



# 天神川水害タイムライン令和2年度修正版について

令和3年2月24日

国土交通省 中国地方整備局  
倉吉河川国道事務所

# 出水期後のアンケート結果を踏まえた見直し方針 (令和2年度 第1回検討会の再掲)

# 1. アンケート意見を踏まえたタイムラインの見直し方針

## アンケート意見等

## 天神川水害タイムライン見直し方針

### ① 詳細版・総括版

- タイムラインの行動で、修正すべき行動があると回答した機関がある（3/22）。
- 規定どおりの行動にならない可能性がある。
- 治水協定の締結（令和2年5月）を踏まえ、事前放流に関する項目が追加

- タイムラインの行動項目に追加・修正があると回答した機関の行動を修正する。
- 規定通りの行動にならない可能性がある項目については、表現の修正などを行う（〇〇を実施⇒〇〇の実施を判断）。
- 治水協定の締結を踏まえた事前放流に関する項目を詳細版等に追加する（鳥取県企業局追加は検討中）。

### ② 運用支援ツール

- 運用支援ツール（Excel試行版）に対する意見
  - ・他のタイムラインとの連動を図ってほしい
  - ・タイムラインの初動をインターネット上で確認したい
  - ・Excelは、他の災害対応で使用しているため、Excel形式ではなく、インターネットで確認したい（昨年度意見）
- タイムラインの成果としては、総括版の利用が最も多い。
- 総括版はコンパクトになっていて持ち運びも容易く便利

- アンケート意見等を踏まえ、Excel形式の運用支援ツールから、インターネットで確認できる形式に改良する。  
他のタイムラインとの連動は他事務所と要調整
- タイムライン総括版の活用頻度が高いことなどを踏まえ、インターネット上でも確認できるように工夫（PDF掲載等）

### ③ 運用ルール

- タイムラインの立ち上げやタイムラインレベルの移行について具体的な基準を明確にした方が、関係各機関が余裕をもって事前に体制を整えることが可能となる
- タイムライン検討会の開催について、大規模な出水が無い場合は、回数を減らす等の運用が必要との意見がある

- 前線時のタイムライン立ち上げやレベル移行の基準やメール文の内容等の明確化・見直しを図る(台風接近時に立ち上げをしない場合にも立ち上げをしない旨をメール配信する 等)。
- 顔合わせやタイムラインの確認を目的とした出水期前の検討会を基本とし、大規模な出水が発生した際に、見直し検討会を開催するようなスケジュールを検討する（出水期前の検討会も既存の会議の仕組みを有効活用）。

# 修正方針に対する意見照会結果

# 意見照会結果の紹介

- 各機関から得られた意見を踏まえ、令和2年度版のタイムラインとして見直しを行う。
- 以下に、各機関の主な回答を示す。

質問	主な意見
1. 「タイムライン詳細版・総括版」について、修正すべき点などがありましたら教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「治水協定の締結を踏まえた事前放流に関する項目の追加」、「車両避難に関する行動の追加」および「リエゾン派遣に関する行動の追加」に関しては、<b>賛成</b>である。</li> <li>•「規定どおりの行動にならない可能性がある項目の表現の修正」に関しては、元々が努力事項であり、今年度タイムライン立ち上げが無かったことから、見直しは時期尚早である。<b>実際に活用（タイムライン発動）した後も遅くない。</b></li> </ul>
2. 現在の運用支援ツール（試行版）で確認できる情報のほかに、追加して確認したい情報があれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•インターネット上で確認できるようにすることに関して賛成。県・市町村などの自治体職員が通常使用しているPCでは、内外ネットワーク分離の関係で容易に閲覧できないため、<b>スマートフォンで容易に閲覧できる仕様・環境にして欲しい。</b></li> <li>•情報量の見直しに関しては、<b>実際に活用（タイムライン発動）した後も遅くない。</b>まずは、各機関が円滑に閲覧できるようにする。</li> <li>•ダム情報、降雨レーダー、警報注意報。</li> </ul>
3. 今年度の運用（レベル移行基準など）で不明確と感ずることがあれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•台風接近時に立ち上げをしない場合に、<b>立ち上げの有無について明確</b>にしていだきたい。</li> <li>•<b>あらかじめ「台風接近時」の定義</b>を定めておいた方が混乱が防げると思います。あまり山陰を直撃する台風は無い（少ない）と思いますので。 <b>（例）台風による強風域が、わずかでも中国地方にかかる予報の場合はメール配信を実施する。</b></li> <li>•「レベル移行の基準」に関しては<b>実際に活用（タイムライン発動）した後も遅くない。</b>想定どおりに行かないのが常であるため、まずは実際の経験が大事である。</li> </ul>
4. 検討会の開催についてご意見があれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•事務局の見直し方針（出水期前1回の開催を基本、コロナの状況下ではweb開催・書面開催）に賛成である。</li> <li>•見直し検討会の前に、<b>個別聞き取りを行い課題等を明確にしてから必要に応じて開催</b>されたい。</li> <li>•<b>検討会の開催時期は、各機関の確認事項を含めて出水期前が適当</b>である。</li> <li>•WEB会議システムを活用しての会議はセキュリティ上県警では使用できないため、開催前に参加方法の調整をさせて欲しい。</li> <li>•従来から出水期前に関係団体を集めた会議を開いていたが、今後はタイムラインの要素を加味した会議内容にすべき。</li> </ul>
5. その他、上記以外でタイムラインの見直し方針に対して、ご意見・提案事項等がございましたら教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>•各地域・各機関で発生している事象（項目・内容）に関する事、および各事業の対応状況に関する事を何らかの形で情報共有することは、自身の機関での備えにも繋がるため有用性が高い。</li> <li>•ダムの治水協定に基づく体制との整合性はどのようになっているのでしょうか。治水協定に基づきダム管理者が事前放流の体制に入るよう国から連絡がある場合は、タイムラインも立ち上がるのではないのでしょうか。</li> <li>•天神川のほか東郷池における水害リスクがあるとともに、その他の中小河川、土砂災害のリスクがあるため、天神川水害タイムラインの進捗とずれが生じることも想定され、そのまま使用できないことも危惧される。</li> <li>•もう少し運用して結果を見てみないと、見直し点も分からないと思うので、今年はこのまま運用していく（あえて修正しない）ことでも可と思います。</li> <li>•報道機関はタイムラインの立ち上げには協力したが、あくまで防災情報に関しては受け身の形であり、このような形でタイムラインにいつまでも関わることに疑問を覚える。</li> </ul>

# 天神川水害タイムライン令和 2 年度修正版



## ②運用支援ツール

- アンケート結果、意見照会結果を踏まえ、Excel形式の運用支援ツールから、インターネット上で確認できる形式の運用支援システムを作成。詳細については、資料3でご説明します。

### 主な意見

- インターネット上で確認できるようにすることに関して賛成。
- 県・市町村などの自治体職員が通常使用しているPCでは、内外ネットワーク分離の関係で容易に閲覧できないため、スマートフォンで容易に閲覧できる仕様・環境にして欲しい。
- 情報量の見直しに関しては、実際に活用（タイムライン発動）した後でも遅くない。まずは、各機関が円滑に閲覧できるようにする。



運用支援システムイメージ  
→資料3で詳細説明

### ③運用ルール

関係機関への意見照会結果を踏まえて、運用ルールの見直しを図る。

- 台風接近時に立ち上げをしない場合に立ち上げをしない旨をメール配信する（メール文案の追加）。
- 前線時のタイムライン立ち上げやレベル移行の基準やメール文の内容等の明確化・見直しを図る。

### 意見照会結果と意見への対応

3. 今年度の運用（レベル移行基準など）で不明確と感ずることがあれば教えてください。

主な意見	意見への対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 台風接近時に立ち上げをしない場合に、<b>立ち上げの有無について明確</b>にしていきたい。</li><li>● <b>あらかじめ「台風接近時」の定義</b>を定めておいた方が混乱が防げると思います。あまり山陰を直撃する台風は無い（少ない）と思います。 <b>（例）台風による強風域が、わずかでも中国地方にかかる予報の場合はメール配信を実施する。</b></li><li>● 各地域・各機関で発生している事象（項目・内容）に関すること、<b>各事業の対応状況に関する何を何らかの形で情報共有</b>することは、<b>自身の機関での備えにも繋がるため有用性が高い。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 台風接近時に<b>タイムラインを立ち上げをしない場合のメール配信を実施</b>する（運用方法にメール文案を追加）。</li><li>● <b>「台風接近時」（○○川流域に影響）の定義</b>を定める※。</li></ul> <p>※鳥取地方気象台、鳥取県、鳥取県内事務所の合同協議を予定しており、調整中。梅雨前線時のタイムラインの立ち上げ基準についても協議予定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 他河川のタイムラインの中には、各機関からのメール配信（交通機関からの運行停止状況等）を実施している場合もあるが、関係機関の負担を鑑み、昨年に引き続き実施しないものとする（各機関からのメール配信やその他の方法での状況共有は、今後、運用する中での検討とする）。</li></ul>

天神川水害タイムライン  
運用方法  
~~（令和元年度版）~~  
（令和2年度修正版）

天神川水害タイムライン検討会

運用方法  
令和2年度  
修正版へ追加

**【件名】：天神川水害タイムラインについての情報提供（台風第〇号）**

天神川水害タイムライン検討会 メンバー各位

台風第〇号に関しての天神川水害タイムラインに関する情報提供です。

台風第〇号が日本列島へ接近しつつありますが、予測では天神川への洪水等の影響が小さいと予想されるため、現時点では、天神川水害タイムラインの立ち上げの予定はありません。

今後の気象情報等には、十分にご注意ください。  
また、暴風や土砂災害にも注意してください。

メール文の内容等の見直し例（タイムラインを立ち上げをしない場合の文案）

### ③運用ルール

関係機関への意見照会結果を踏まえて、運用ルールの見直しを図る。

- 顔合わせやタイムラインの確認を目的とした出水期前の検討会を基本とし、大規模な出水が発生した際に、見直し検討会を開催するようなスケジュールを検討する（出水期前の検討会も既存の会議の仕組みを有効活用等）。

#### 意見照会結果と意見への対応

4. 検討会の開催についてご意見があれば教えてください。

